

# 30年経過事由での生産緑地買取申出必要書類

(\*)がついているものはコピー持参で原本還付可

## (1) 生産緑地買取申出書 …… 様式は横浜市ホームページから取得できます

所有者が申出者となり、記名・押印（実印）します。

※ 所有者が複数の場合、申出者は所有者全員となります。

※ 相続未登記の場合、申出者は 遺産分割協議がまだであれば法定相続人全員、  
遺産分割協議済みであれば相続予定者のみ（遺産分割協議書の添付必須）と  
なります。

## (2) 土地登記簿謄本（全部事項証明書）（\*）【発行から3か月以内のもの】

法務局で取得した、買取申出をする土地の登記簿謄本（全部事項証明）。（ネット取得不可）同一箇所のうち、生産緑地として残す土地がある場合は、その土地の登記簿謄本も必要となります。

## (3) 公図（原本）【発行から3か月以内のもの】

法務局で取得した、買取申出をする土地の全域が納まっている公図。（ネット取得不可）同一箇所のうち、生産緑地として残す土地がある場合は、その土地の公図も必要となります。

## (4) 実印であることを確認する書類【発行から3か月以内のもの】

申出者全員又は法定相続人全員の印鑑登録証明書（\*）

※ 遺産分割協議書の提出がある場合、協議書の添付書類として相続予定者以外の方の印鑑登録証明書（\*）も必要です（発行から3か月以内のものでなくても可）。

## (5) 買取申出者が現在の所有権者であることがわかる書類

### 【発行から3か月以内のもの】

土地登記簿謄本（全部事項証明）（\*）のほか、相続未登記の場合は、法定相続人であることがわかる書類を添付。（「相続未登記時の法定相続人確認書類」参照）

## (6) 確認書 …… 様式は横浜市ホームページから取得できます

(1)～(6)以外に、次のア～ウの書類や、その他市長が必要と認める資料が必要となることがあります。

### ア 買取申出をする土地が他の権利の目的となっている場合（所有権以外の権利がある土地の場合）

「横浜市が買い取る旨の通知書を発送した場合は、当該権利を消滅させることに同意する」旨の書面にその権利者の実印を押印したものを、その権利者の印鑑登録証明書（\*）（発行から3か月以内のもの）と併せてご提出ください。

### イ 土地登記簿謄本の住所が、印鑑登録証明書の住所と一致しない場合

住民票（移動の履歴がわかるもので、マイナンバーの記載がないもの）（\*）、住居表示変更証明書（\*）、行政区画変更証明書（\*）等により、相続人又は所有者本人である旨を証明できる書類が必要です。

### ウ 生産緑地の一部を分筆して買取申出する場合

#### 及び生産緑地に指定されていない土地と合筆している場合

買取申出が可能となるのは、買取申出を行う区域を明確にし、分筆登記が完了した後です。その他にも要件があるため、分筆予定図等を持参の上事前相談が必要です。また、分筆登記完了後の地積測量図及び生産緑地として残る土地の登記簿謄本（全部事項証明）、公図をご提出ください（発行から3か月以内のもの、ネット取得不可、地積測量図については発行から3か月以内のものでなくても可）。

相続未登記時の法定相続人確認書類については、裏面をご参照ください → → →

買取申出については、書類の確認が必要になります。

必ずご予約いただいたうえで、合同事前確認会か、窓口での事前相談にお越しください。

## ◆ 相続未登記時の法定相続人確認書類

★印は法定相続情報一覧図（法務局で取得）(\*)で代替可

	遺産分割協議前	遺産分割協議済
①	—	遺産分割協議書(*)
②	被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本★(*)	
③	被相続人の住民票の除票（本籍記載あり、マイナンバー記載なし）又は戸籍の附票★(*)	
④	法定相続人全員の戸籍謄本★(*)	
⑤	法定相続人全員の住民票（本籍記載あり、マイナンバー記載なし）(*)又は戸籍の附票(*)	協議上の相続予定者全員の住民票（本籍記載あり、マイナンバー記載なし）(*)又は戸籍の附票(*)
	※法定相続情報一覧図（法務局で取得）に法定相続人の住所の記載がある場合は省略可	
⑥	相続関係相関図★	
⑦	相続放棄申述受理通知書（相続放棄人がいる場合）(*)	

## ◆ 生産緑地地区の買取申出の流れ（30年経過事由の場合）

### 合同事前確認会 又は 個別事前相談 ※事前予約必須

- 買取申出の要件に該当する見込みがあるかの確認
- 必要書類等の説明
- 手続期間及びその他必要手続等の説明
- 買取申出書類一式の確認

【窓口】

農政推進課（TEL 045-671-2726）

#### 買取申出書類一式に不備がない場合

- 封筒に封入及び封緘して返却します。（指定から30年経過する前の場合）

#### 買取申出書類に不足・不備がある場合

- 不足している書類を揃え、不備を訂正したうえで、再度ご予約いただき、合同事前確認会又は個別事前相談にお越しください。

### 市長への買取りの申出（平成7年指定の場合は令和7年12月26日以降）

- 合同事前確認会又は個別事前相談で封緘した書類を窓口でご提出いただくことが可能です。

【窓口】

農政推進課（TEL 045-671-2726）

#### 買い取る旨の通知

買取申出から  
1か月以内

#### 買い取らない旨の通知

#### 価格の協議

#### 農業委員会を通じて 農林漁業希望者へのあっせん

法律の目的に従った  
適切な管理  
(公園・緑地等として整備)

あっせん成立の場合  
農地等としての  
生産緑地の管理

あっせん不調かつ所有権移転を  
していない場合には  
行為制限の解除  
(買取申出から3か月後)

これ以降、開発行為や土地の売買などをする際は、建築局・農業委員会等の手続が別途必要です。

※ 200m<sup>2</sup>以上を売買する際は、公有地の拡大の推進に関する法律の手続が別途必要になることがあります。